

和泉葛城山ブナ林鳥獣保護区 保護に関する指針

大 阪 府

1. 名称

和泉葛城山ブナ林獣保護区

2. 区域

和泉葛城山頂を起点とし、大阪府と和歌山県の境界線上を 500 メートル西進し、同点から尾根づたいに北進し林道宿の谷線に至り、同点から尾根づたいに貝塚市と岸和田市との境界線に至り、同境界線上を 50 メートル北西進し、同点から谷を北東進し林道本谷線に至り、これより同林道を東進し林道牛滝線との交点に至り、同点から峰づたいに南進して起点に至る線で囲まれた区域。

3. 面積

約 57 h a

4. 存続期間

平成 29 年 11 月 1 日から平成 39 年 10 月 31 日

5. 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

6. 鳥獣保護区の指定目的

(1) 地域の概況及び位置づけ

大阪府の南部、和歌山県との境界に接し、岸和田市と貝塚市にまたがる和泉葛城山ブナ林は、ほとんど人手の加わっていない天然林である。ブナは日本特産の植物で、中部地方以北や日本海側ではもともと分布が狭く、1,000 メートル程度の山で見られるのが普通であるが、和泉葛城山のブナ林は、太平洋側で、位置的にも南限に近く、低い山で見られるなど他地域には見られない条件を持つことから、大正 12 年（1923 年）に国の天然記念物に指定されている。

また近畿自然歩道のハイキングコースやブナ林内の探索コースも整備されており、野鳥観察や野外レクリエーションの拠点として府民に親しまれ広く利用されている。

(2) 鳥獣の生息状況

天然記念物に指定されているブナ林を取り囲む森林地帯一帯は、野生鳥獣が生息する環境も良好で、大阪府の絶滅危惧種Ⅰ類に分類されているクマタカをはじめ、ハチクマ、サシバ、オオタカなどの猛禽類や、ツツドリ、オオアカゲラ、ゴジュウカラ、トラツグミなど多くの鳥類が生息する府内でも屈指の野鳥の生息地である。これらの野生鳥獣の良好な生息環境を引き続き確保するため、引き続き鳥獣保護区として指定し、当該地域の野生鳥獣の保護を図る。

（３）保護管理に関する事項

鳥獣保護管理員や行政職員による巡視や警察と連携したメジロ等の密猟の取締りや愛鳥思想の啓発活動を実施するとともに、鳥獣保護区の境界を明示する標識を設置するなど鳥獣保護区の適切な管理に努める。

また、野生鳥獣の生息状況、生息環境を把握するため、鳥獣保護管理員やNPO等による野生鳥獣の生息状況を調査し、科学的データの収集・蓄積に努め、今後の保護管理に反映させる。

シカ・イノシシ等による農業被害に対しては、被害の防止のための捕獲が可能である旨の周知を図るとともに、市町村や農家等による有害鳥獣捕獲や農地への侵入防止柵の設置等の被害防止対策に努める。